

議 案 参 考 資 料

令和 2 年 3 月 定例会

(目 次)

○市長の専決処分事項に関する条例（新旧対照表）（第 1 条関係）（第 2 号議案関係）	(1)
○大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第 2 条関係）（第 2 号議案関係）	(2)
○大村市病院事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第 3 条関係）（第 2 号議案関係）	(3)
○大村市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第 4 条関係）（第 2 号議案関係）	(4)
○大村市固定資産評価審査委員会条例（新旧対照表）（第 3 号議案関係）	(5)
○大村市体育施設条例（新旧対照表）（第 4 号議案関係）	(6)
○大村市印鑑登録及び証明に関する条例の改正概要（第 5 号議案関係）	(7)
○大村市印鑑登録及び証明に関する条例（新旧対照表）（第 5 号議案関係）	(8)
○大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正概要（第 6 号議案関係）	(9)
○大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第 6 号議案関係）	(1 0)
○大村市営住宅条例の改正概要（第 7 号議案関係）	(1 1)
○大村市営住宅条例（新旧対照表）（第 7 号議案関係）	(1 2)
○長崎縣市町村総合事務組合規約（新旧対照表）（第 8 号議案関係）	(1 5)
○工事請負変更契約の締結について（第 9 号議案関係）	(1 8)
○東浦漁港海岸保全施設（離岸堤）位置図（第 9 号議案関係）	(1 9)
○東浦漁港海岸保全施設（離岸堤）平面図（第 9 号議案関係）	(2 0)
○市道の除草作業による自動車破損事故について（報告第 1 号関係）	(2 1)
○農道上の自動車破損事故について（報告第 2 号関係）	(2 3)
○森園公園内の樹木の枝の落下による自動車破損事故について（報告第 3 号関係）	(2 5)

○公用車の交通事故について（報告第4号関係）	（27）
○工事請負契約の変更について（報告第5号関係）	（29）
○工事請負契約の変更について（報告第6号関係）	（30）
○工事施工に関する基本協定の変更について（報告第7号関係）	（31）
○大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例（新旧対照表） （第29号議案関係）	（32）

市長の専決処分事項に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により市長において専決処分に行うことができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1件30,000円以下の市の現金又は物品の亡失若しくは き損があった場合において、地方自治法第243条の2の2第1項 の規定による市職員の損害賠償責任を免除すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により市長において専決処分に行うことができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1件30,000円以下の市の現金又は物品の亡失若しくは き損があった場合において、地方自治法第243条の2第1項 の規定による市職員の損害賠償責任を免除すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p>

大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

<p>改正後</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>	<p>改正前</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>
---	---

大村市病院事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）

<p>改正後</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第12条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>	<p>改正前</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第12条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>
---	---

大村市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）

<p>改正後</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第10条 企業法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により競艇事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>	<p>改正前</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第10条 企業法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により競艇事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>
--	--

大村市固定資産評価審査委員会条例（新旧対照表）

<p>改正後</p> <p>(書面審査)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 略</p>	<p>改正前</p> <p>(書面審査)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 略</p>
--	--

大村市体育施設条例（新旧対照表）

改正前	改正後																		
<p>別表第2（第9条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 大村市民プール及び大村市屋内プールの使用料 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 大村市屋内プール個人利用の場合</p> <table border="1" data-bbox="592 109 962 981"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>回数券（11回分）の料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人（市内に住所を有する75歳以上の者を除く。）</td> <td>600円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童又は中学校の生徒</td> <td>300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 大村市屋内プール専用利用の場合</p>	区分	金額	回数券（11回分）の料金	大人（市内に住所を有する75歳以上の者を除く。）	600円	6,000円	小学校の児童又は中学校の生徒	300円	3,000円	<p>別表第2（第9条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 大村市民プール及び大村市屋内プールの使用料 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 大村市屋内プール個人利用の場合</p> <table border="1" data-bbox="592 1086 962 1960"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>回数券（11回分）の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人（市内に住所を有する75歳以上の者を除く。）</td> <td>2時間まで 440円 2時間を超える1時間ごとに 220円</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童又は中学校の生徒</td> <td>2時間まで 220円 2時間を超える1時間ごとに 110円</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 大村市屋内プール専用利用の場合</p>	区分	金額	回数券（11回分）の金額	大人（市内に住所を有する75歳以上の者を除く。）	2時間まで 440円 2時間を超える1時間ごとに 220円	4,400円	小学校の児童又は中学校の生徒	2時間まで 220円 2時間を超える1時間ごとに 110円	2,200円
区分	金額	回数券（11回分）の料金																	
大人（市内に住所を有する75歳以上の者を除く。）	600円	6,000円																	
小学校の児童又は中学校の生徒	300円	3,000円																	
区分	金額	回数券（11回分）の金額																	
大人（市内に住所を有する75歳以上の者を除く。）	2時間まで 440円 2時間を超える1時間ごとに 220円	4,400円																	
小学校の児童又は中学校の生徒	2時間まで 220円 2時間を超える1時間ごとに 110円	2,200円																	
略	略																		
備考	備考																		
1～3 略	1～3 略																		
4 略	4 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は、1時間として計算する。																		
5 略	5 専用利用の場合、その利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は、1時間として計算する。																		
6 略	6 略																		
3～7 略	3～7 略																		

大村市印鑑登録及び証明に関する条例の改正概要（第5号議案関係）

1 改正の理由

印鑑の登録及び証明に関する制度については、国から「印鑑登録証明事務処理要領」が示され、この要領に準拠することが適当であるとされている。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により成年被後見人等の権利の制限に係る措置について適正化が図られたことに伴い、この要領が改正された。これを踏まえ、以下のとおり改正する。

2 改正の内容

成年被後見人のうち意思能力を有する者が印鑑を登録できるよう、印鑑の登録資格に関する規定を改正するとともに、所要の条文整理を行う。

3 施行日

公布の日

大村市印鑑登録及び証明に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(登録資格) 第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 満15歳未満の者 (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>(印鑑登録の抹消) 第12条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 市長は、前項第3号又は第4号の事由により印鑑の登録を職権で抹消した場合は、その旨を当該抹消された者に通知しなければならぬ。</p>	<p>(登録資格) 第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び成年被後見人については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(印鑑登録の抹消) 第12条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 印鑑の登録を受けている者が後見開始の審判を受けたとき。 (5) 略</p> <p>2 市長は、前項第3号から第5号までの事由により印鑑の登録を職権で抹消した場合は、その旨を当該抹消された者に通知しなければならぬ。</p>

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正概要（第6号議案関係）

1 改正の理由

本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に従い、又は参酌して市の条例で定めている。

市が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する職員（以下「放課後児童支援員」という。）及びその員数については従うべき基準、その他の事項については参酌すべき基準とされているが、当該省令が改正され、放課後児童支援員及びその員数を含む全ての事項が参酌すべき基準とされたことから、以下のとおり改正する。

2 改正の内容

放課後児童支援員は、保育士、社会福祉士等の資格を有し、都道府県知事又は指定都市の長が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了した者でなければならない。

経過措置により、本条例の施行日である平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間は、同日までに認定資格研修を修了することを予定している者についても、放課後児童支援員とみなすことができるとしているが、当該経過措置の期間を5年間延長する（延長後の経過措置期限：令和7年3月31日）。

3 施行日

令和2年4月1日

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

<p>改正後</p> <p>附 則 （職員に関する経過措置）</p> <p>第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第10条第3項の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和7年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p>改正前</p> <p>附 則 （職員に関する経過措置）</p> <p>第3条 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>
--	--

大村市営住宅条例の改正概要（第7号議案関係）

1 改正の理由

民法の改正に伴い、住宅の明渡請求及び敷金に係る規定について、下記2の(1)及び(2)のとおり改正するとともに、所要の条文整理を行う。

なお、民法の改正の内容は、次のとおりである。

(1) 法定利率について（民法第404条関係）

これまで、別段の意思表示がない場合の利息については、民法で定める利率（法定利率）である年5%（固定利率）とされていたが、年3%に引き下げるとともに、3年ごとに1%単位で変動する変動利率に改められた。

(2) 敷金について（民法第622条の2関係）

民法において、敷金に関する基本的な事項について規定されていなかったことから、当該事項について明文化された。

2 改正の内容

(1) 住宅の明渡請求について（条例第42条関係）

不正行為によって市営住宅に入居した者に対する住宅の明渡請求において、不当利得を返還請求する際の利息（現在年5%の固定利率）について、法定利率（変動利率）によるものとする。

(2) 敷金について（条例第19条関係）

①市は、市営住宅に入居中の者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができること、②市営住宅に入居中の者は、敷金をその債務の弁済に充てるよう請求することはできないこととする。

(3) 入居者の選考について（条例第9条関係）

条例第9条第6項の規定による優先的な選考及び同条第8項の規定による優遇抽選について、その対象を「20歳未満の子を扶養している寡婦」から「配偶者のない者であって、20歳未満の子を扶養しているもの」に改める。

(4) 所要の条文整理を行う（条例第6条、第22条及び第42条関係）。

3 施行日

令和2年4月1日（2の(3)及び(4)については、公布の日）

大村市営住宅条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者）にあつては第3号及び第6号）の条件を具備する者でなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 市長は、第1項に規定する者のうち、配偶者のない者であつて20歳未満の子を扶養しているもの、引揚者、炭鉱離職者、老人世帯又は心身障害者等として速やかに市営住宅に入居することを必要とする者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>7 略</p> <p>8 入居者の退去に伴う補充入居者の選考に際しては、第2項から第5項までの規定にかかわらず、第1項に規定する者のうち、公開抽選により入居者を決定することができるものとし、本条に規定する公開抽選に3回以上落選した者、配偶者のない者であつて20歳未満の子を扶養しているもの、老人又は心身障害者等については、規則で定める優遇抽選をさせることができる。</p> <p>(敷金)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第30条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者）にあつては第3号及び第6号）の条件を具備する者でなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人世帯又は心身障害者等で速やかに市営住宅に入居することを必要とする者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>7 略</p> <p>8 入居者の退去に伴う補充入居者の選考に際しては、第2項から第5項までの規定にかかわらず、第1項に規定する者のうち、公開抽選により入居者を決定することができるものとし、本条に規定する公開抽選に3回以上落選した者、20歳未満の子を扶養している寡婦、老人又は心身障害者等については、規則で定める優遇抽選をさせることができる。</p> <p>(敷金)</p>

改正後	改正前
<p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができる。</p> <p>4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを選付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるときは敷金をその債務の弁済に充て、損害賠償金があるときは敷金のうちからその損害賠償金を控除した額を選付する。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>(入居者の保管義務等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。</p> <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為によって入居したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより市営住宅(改良住宅を除く。以下この条において同じ。)の明渡しの請求</p>	<p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを選付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を選付する。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(入居者の保管義務等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。</p> <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為によって入居したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより市営住宅(改良住宅を除く。以下この条において同じ。)の明渡しの請求</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 略</p>	<p>を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 略</p>

長崎県市町村総合事務組合規約（新旧対照表）

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>別表第1（第2条関係） 組合を組織する組合市町村</p> <p>佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、 壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、 東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、 東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市 町村圏組合、県央南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地 域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時 津環境施設組合</p>	<p>別表第1（第2条関係） 組合を組織する組合市町村</p> <p>長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、 対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、 時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上 五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地 域広域市町村圏組合、県央南広域環境組合、北松北部環境組 合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連 合、長与・時津環境施設組合</p>
<p>別表第2（第3条、第13条～第16条関係） 組合の共同処理する事務と団体</p> <p>第3条第1号 に関する事務</p> <p>佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、 対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南 島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、 波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東 彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、 島原地域広域市町村圏組合、県央南広域環境 組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医 療広域連合 ただし、佐世保市及び大村市は、資金管理及び 出納事務に限る。</p> <p>第3条第2号 から第8号ま でに関する事 務</p> <p>島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五 島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時 津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀 町、佐々町、新上五島町</p>	<p>別表第2（第3条、第13条～第16条関係） 組合の共同処理する事務と団体</p> <p>第3条第1号 に関する事務</p> <p>長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、 松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲 仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、 川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五 島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保 健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央南 広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期 高齢者医療広域連合 ただし、長崎市、佐世保市及び大村市は、資金 管理及び出納事務に限る。</p> <p>第3条第2号 から第8号ま でに関する事 務</p> <p>島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五 島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時 津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀 町、佐々町、新上五島町</p>

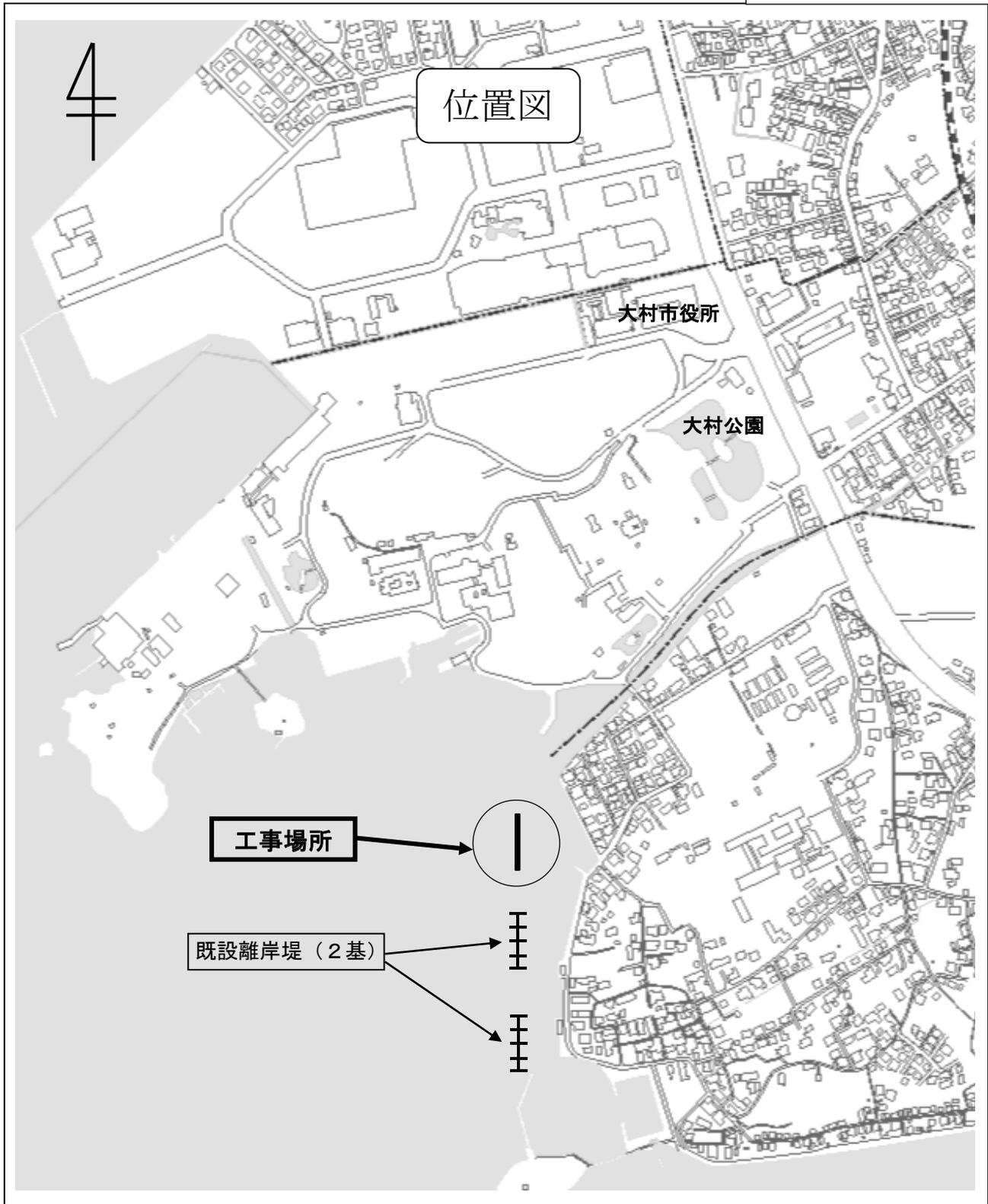
改正後	改正前
<p>第3条第9号 に関する事務</p> <p>島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合</p>	<p>第3条第9号 に関する事務</p> <p>島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合</p>
<p>第3条第10号 に関する事務</p> <p>島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>	<p>第3条第10号 に関する事務</p> <p>島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>
<p>第3条第11号 に関する事務</p> <p>島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>	<p>第3条第11号 に関する事務</p> <p>島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>
<p>第3条第12号 アに関する事務</p> <p>島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>	<p>第3条第12号 アに関する事務</p> <p>島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>
<p>第3条第12号 イに関する事務</p> <p>島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>	<p>第3条第12号 イに関する事務</p> <p>島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>
<p>第3条第13号 に関する事務</p> <p>島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>	<p>第3条第13号 に関する事務</p> <p>島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>

改正後	<p>務</p> <p>津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央・南島原広域環境組合、北松北部環境組合</p>	改正前	<p>務</p> <p>津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央・南島原広域環境組合、北松北部環境組合</p>
-----	--	-----	--

工事請負変更契約の締結について（第9号議案関係）

- 1 工 事 名 東浦漁港海岸保全施設（離岸堤）整備工事
- 2 契約の相手方 佐世保市天満町2番30号
門田建設株式会社
代表取締役 門田 治男
- 3 主な変更理由 離岸堤の基礎部分において、被覆石の工事を追加したため。
- 4 経 過

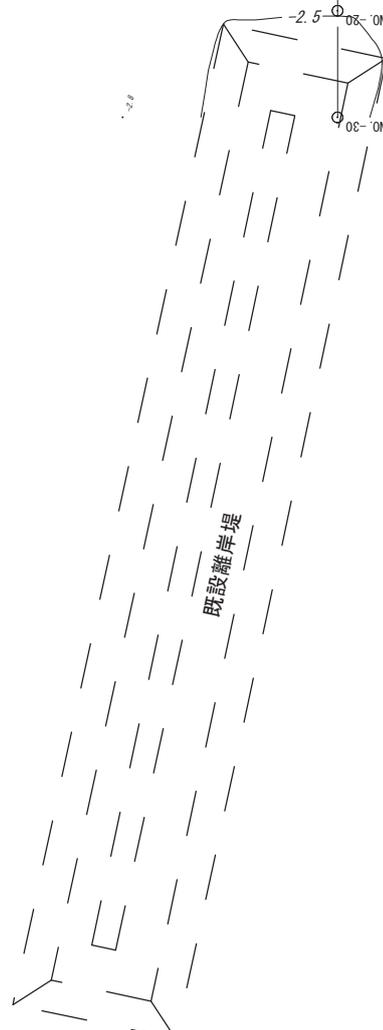
	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和元年10月23日締結)	126,804,700円 ※予定価格140,365,500円	—	令和元年10月25日から 令和2年3月3日まで
前回変更契約 (令和2年1月14日締結)	同上	—	令和元年10月25日から 令和2年3月31日まで
今回変更契約	156,530,000円	29,725,300円	令和元年10月25日から 令和2年7月31日まで



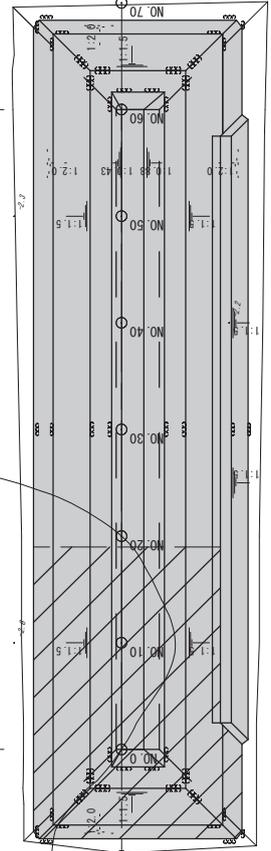
平面図



新設離岸堤 L=60m



既設離岸堤



市道の除草作業による自動車破損事故について（報告第1号関係）

1 経緯

令和元年11月25日午後2時頃、本市都市整備部パート職員が市道古賀島町14号線の大村市今津町120番地3付近で除草作業を行っていた際、草刈機で石を跳ね飛ばし、同線を走行していた■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の軽自動車の右前部ドアの窓ガラスを損傷した。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該パート職員が除草作業を行う際、周囲への安全配慮が不十分であったためである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

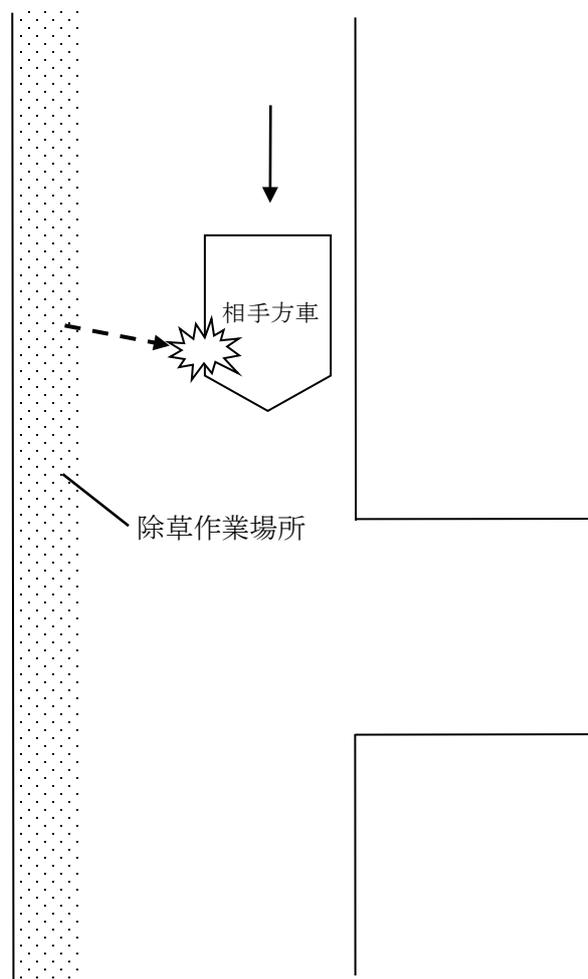
なお、当該パート職員には、今後細心の注意を払って業務を行い、二度とこのような事故を起こさないよう厳重に注意した。

3 示談内容

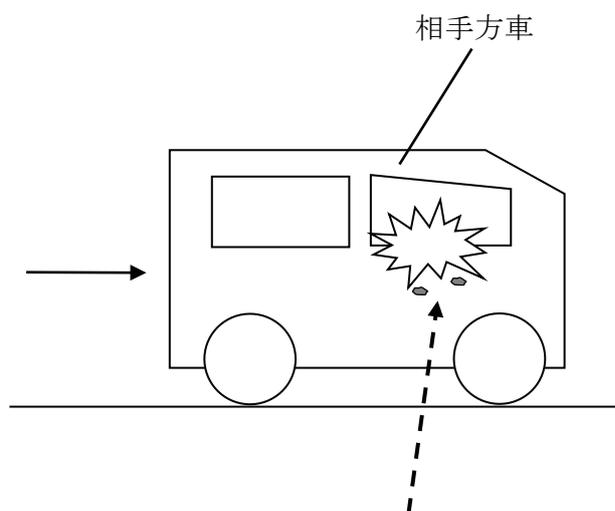
大村市は、相手方に対し、修理費等の全額83,280円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図 1 (平面図)



詳細図 2 (側面図)



農道上の自動車破損事故について（報告第2号関係）

1 経緯

令和元年10月31日午後1時頃、■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の小型貨物自動車が農道547号野口2号線を走行中、左前輪でグレーチング蓋を跳ね上げ、車体の底面等を損傷した。

2 事故の原因及び処理

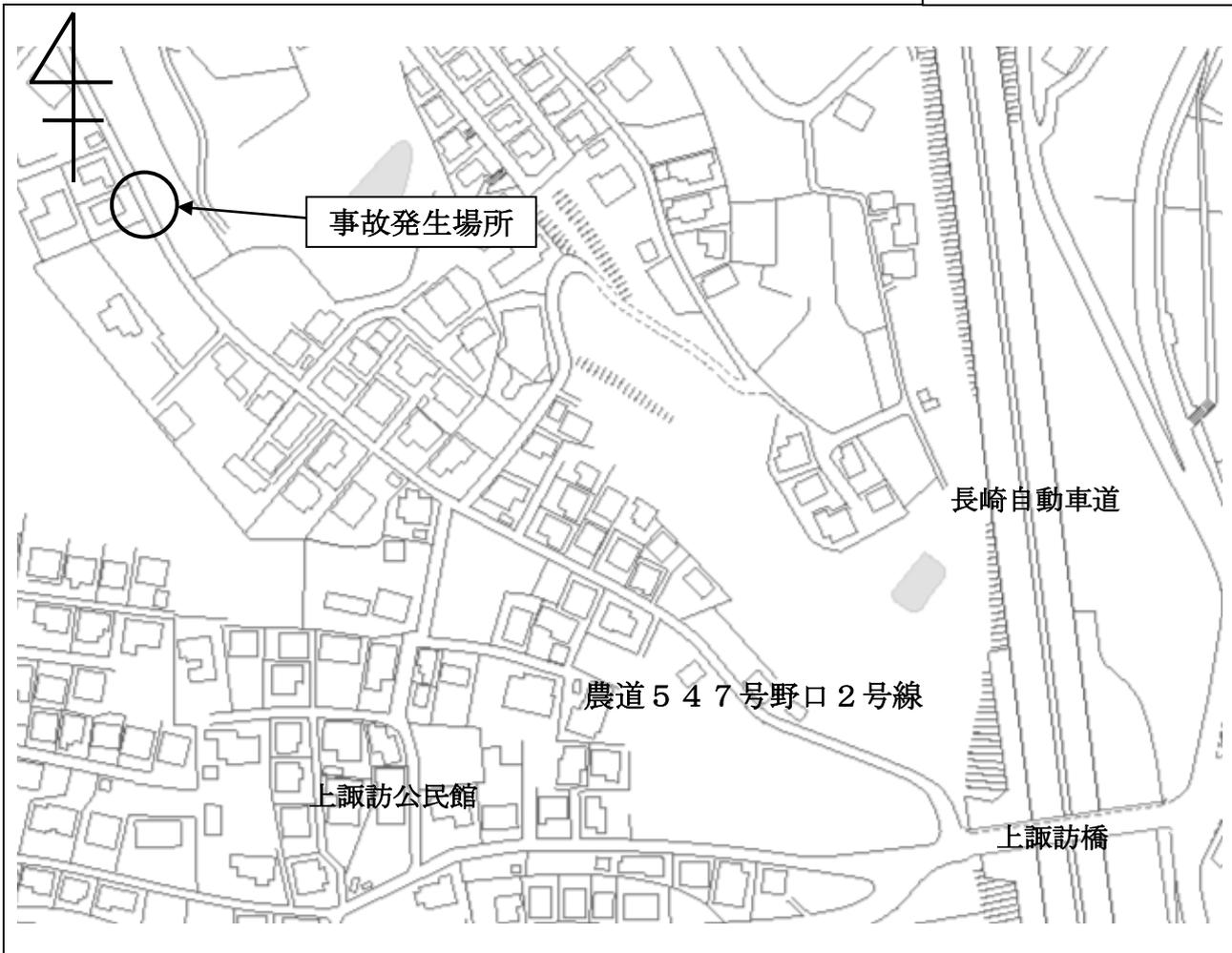
事故の原因は、グレーチング蓋がボルト等で固定されていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

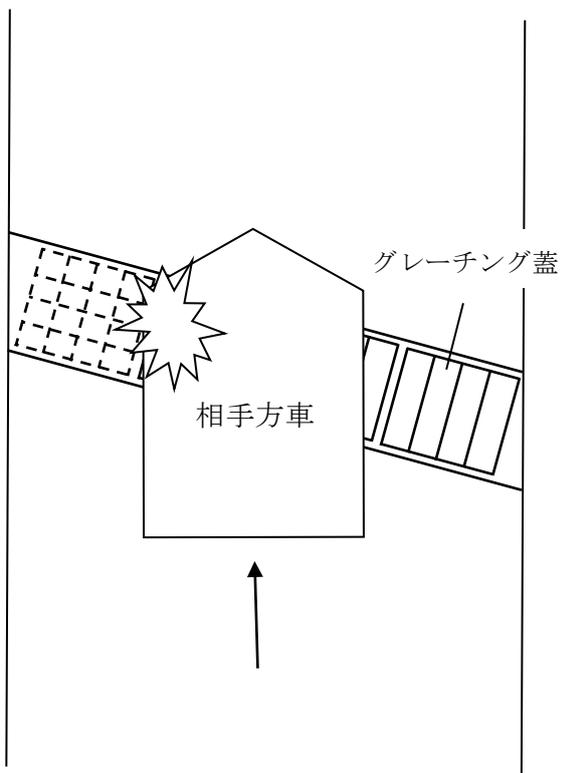
なお、現場のグレーチング蓋は、ボルト固定式のものに取り替えた。

3 示談内容

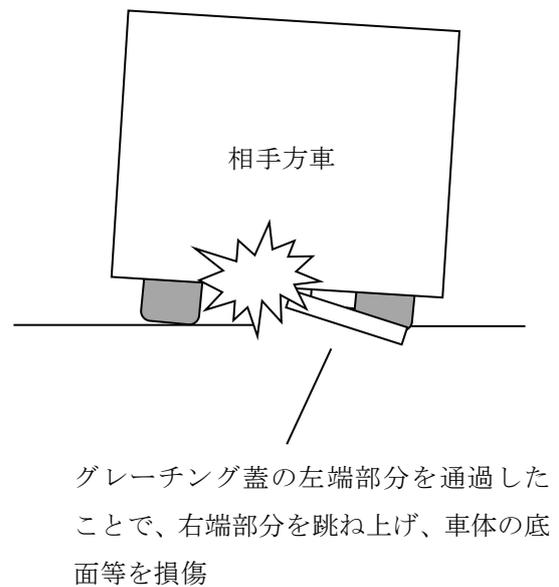
大村市は、相手方に対し、修理費の全額177,206円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図1 (平面図)



詳細図2 (前面図)



森園公園内の樹木の枝の落下による自動車破損事故について（報告第3号関係）

1 経緯

令和元年12月2日午後1時頃から午後4時頃までの間、森園公園内の樹木の枝が折れて落下し、隣接する大村市環境センター内の駐車場に駐車してあった■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の軽自動車の屋根部分に損傷を与えた。

2 事故の原因及び処理

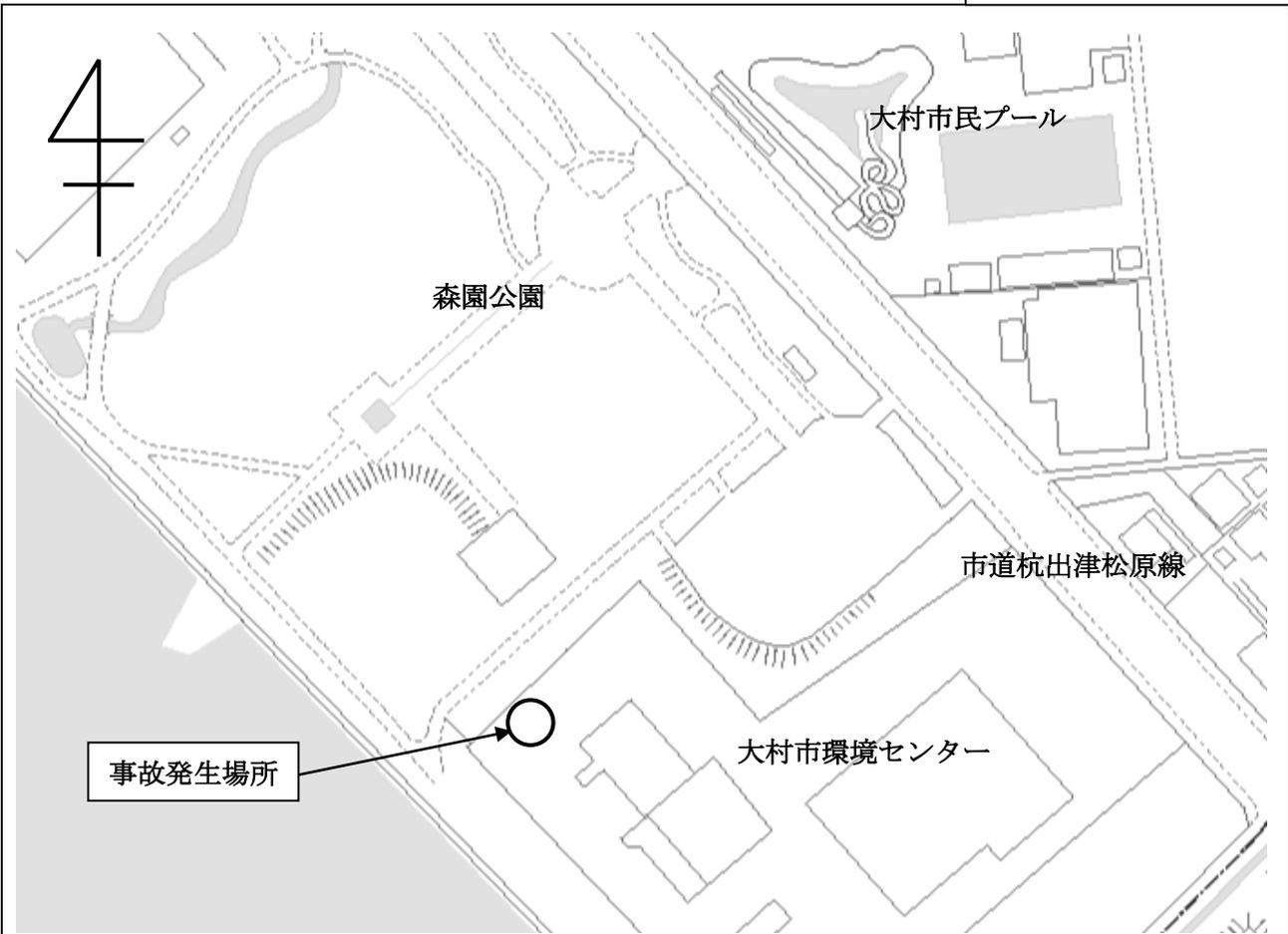
事故の原因は、森園公園の樹木について、枝葉の伐採等の管理が不十分であったためである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

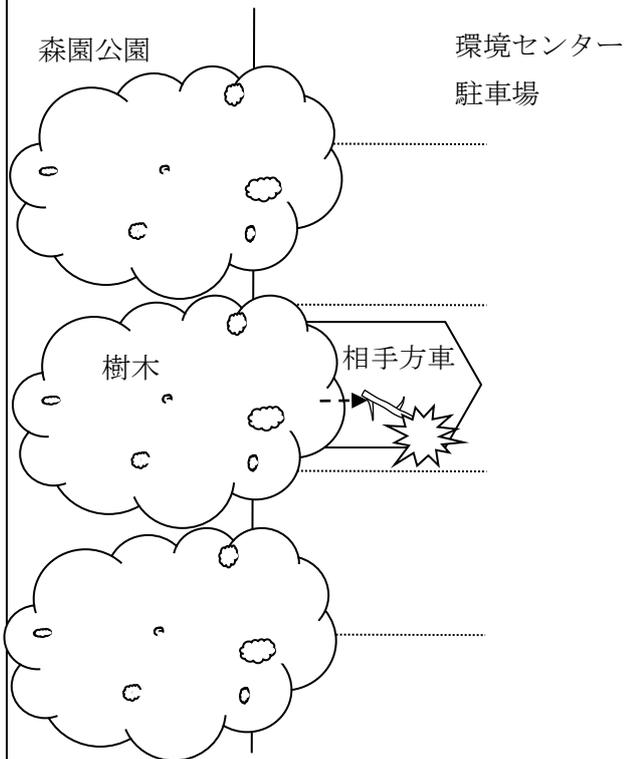
なお、事故の原因となった樹木を含む森園公園の樹木については、伐採剪定を行った。

3 示談内容

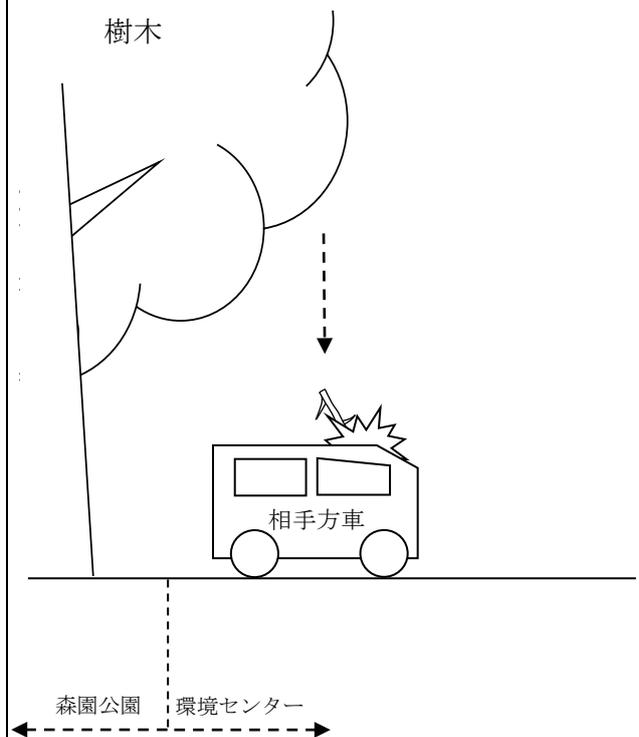
大村市は、相手方に対し、修理費等の全額74,250円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図1 (平面図)



詳細図2 (側面図)



公用車の交通事故について（報告第4号関係）

1 経緯

令和元年10月18日午前10時26分頃、本市都市整備部パート職員が市道乾馬場空港線沿いの歩道上の清掃作業を行っていた際、当該歩道上に停車していた公用車を移動するため、後進させたところ、後方を走行していた■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の自転車に公用車の後方部分が接触し、当該自転車に損傷を与えるとともに、相手方に左前腕打撲傷の怪我を負わせた。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該パート職員が後方の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、当該職員には、今後十分に確認を行い、安全運転に努めるよう厳重に注意した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、治療費、自転車の時価額等の全額61,524円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

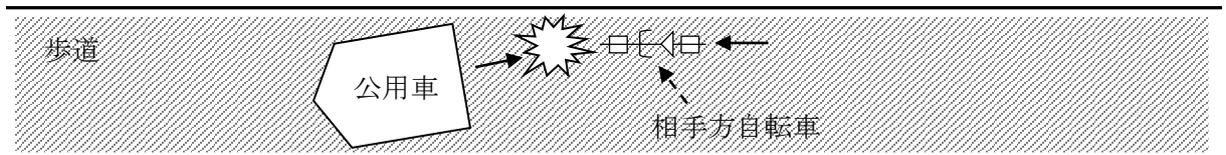


詳細図

市道乾馬場空港線

← 長崎空港方面

国道 34 号方面 →



工事請負契約の変更について（報告第5号関係）

- 1 工 事 名 新中地区公民館（仮称）建築工事
- 2 契 約 金 額
 変 更 前 645,840,000円
 変 更 後 654,541,000円（8,701,000円の増額）
- 3 契約の相手方 平山・宮本・里脇特定建設工事共同企業体
 代表者 大村市東三城町8番地4
 株式会社平山組
 代表取締役 中村 人久
- 4 竣 工 期 限 令和2年3月6日
- 5 主な変更理由 (1) 地盤の支持層の深さに応じ、建物の基礎下から支持層までの間のコンクリートの寸法を変更した。
(2) 電気設備等を収納するスペースについて、点検作業等が行われることを考慮し、建具の寸法を大きくした。
(3) 駐車場について、雨水による水溜まりの発生を抑えるため、集水升に変えて側溝を設置した。
(4) 施設案内表示板について、利用者が見やすいよう、照明内蔵式とするとともに、寸法を変更した。

工事請負契約の変更について（報告第6号関係）

- 1 工 事 名 新中地区公民館（仮称）設備工事
- 2 契 約 金 額
 変 更 前 159,494,400円
 変 更 後 158,831,280円（663,120円の減額）
- 3 契約の相手方 高瀬・正真特定建設工事共同企業体
 代表者 大村市岩松町26番地1
 高瀬建設株式会社
 代表取締役 高瀬 嘉博
- 4 竣 工 期 限 令和2年3月6日
- 5 主な変更理由 (1) 埋設配管を保護するための砂を追加した。
(2) 男子トイレにベビーチェアを設置することとした。
(3) 建物1階部分のエアコン室外機については、架台を設置しないこととした。
(4) 女子トイレのレイアウトの変更により、洗面器の設置個数を減らすこととした。

工事施工に関する基本協定の変更について（報告第7号関係）

- 1 工 事 名 高縄手橋架替工事
- 2 協定の相手方 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局
局長 村山 一弥
- 3 主な変更理由 本線改良工事及び迂回路撤去工事において、埋没管移設、構造物撤去等に数量の変更が生じたため。
- 4 経 過

	協定金額	変更金額	竣工期限
当初（平成27年5月13日議決）	314,485,699円	—	平成30年3月31日
第1回（平成28年6月30日議決）	328,821,399円	14,335,700円	平成31年3月31日
第2回（平成29年3月1日議決）	377,258,643円	48,437,244円	同上
第3回（平成30年9月28日議決）	384,436,671円	7,178,028円	令和2年3月31日
今回	384,351,261円	△85,410円	同上

大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前												
<p>別表（第12条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="419 1749 464 2018">名称</th> <th data-bbox="419 1104 464 1749">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1749 512 2018">大村市駐輪場</td> <td data-bbox="464 1104 512 1749">大村市東本町481番地2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1749 549 2018">略</td> <td data-bbox="512 1104 549 1749">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大村市駐輪場	大村市東本町481番地2	略	略	<p>別表（第12条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="419 770 464 1039">名称</th> <th data-bbox="419 125 464 770">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 770 512 1039">大村市駐輪場</td> <td data-bbox="464 125 512 770">大村市東本町481番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 770 549 1039">略</td> <td data-bbox="512 125 549 770">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大村市駐輪場	大村市東本町481番地	略	略
名称	位置												
大村市駐輪場	大村市東本町481番地2												
略	略												
名称	位置												
大村市駐輪場	大村市東本町481番地												
略	略												